

# 令和元・2年度建設工事競争入札参加資格審査追加申請の受付

## 1 入札参加資格の審査

竹原市が令和元・2年度に発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、原則、電子入札システムを使用して申請の上、書面により提出する添付書類（「9 提出書類一覧表」参照）を所定の期日までに提出してください。窓口申請の場合は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類を、所定の期日までに提出してください。

## 2 申請の方法

原則、電子入札システムを使用して申請してください。

電子入札用のICカードを持っていない市内業者（主たる営業所を市内に有する者）は、窓口申請についてご相談ください。ただし、新規で申請する場合は、電子申請を行ってください。

電子申請を行うためには、電子入札用のICカードを準備する必要があります。

電子申請の詳細については、こちらを参照し、「電子申請の手引き」等を確認のうえ、適切に申請を行ってください。

### 広島県電子申請の概要（広島県ホームページへリンク）

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

## 3 提出先及び提出期間

### (1) 電子申請

広島県と県内市町が共同運用する「電子入札システム」により申請をおこなうとともに、添付書類を持参又は郵送等により提出してください。

	追加申請期間	電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限
追加 第1回	令和元年5月13日(月)から 令和元年5月17日(金)まで	令和元年5月24日(金) ※必着
追加 第2回	令和元年7月1日(月)から 令和元年7月5日(金)まで	令和元年7月12日(金) ※必着
追加 第3回	令和元年10月7日(月)から 令和元年10月11日(金)まで	令和元年10月18日(金) ※必着

追加 第4回	令和2年2月3日(月)から 令和2年2月7日(金)まで	令和2年2月14日(金) ※必着
追加 第5回	令和2年5月11日(月)から 令和2年5月15日(金)まで	令和2年5月22日(金) ※必着
追加 第6回	令和2年9月7日(月)から 令和2年9月11日(金)まで	令和2年9月18日(金) ※必着

《添付書類の郵送・持参先》

提出先	竹原市 総務企画部 財政課 契約係 (〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号)
-----	--

※ 添付書類が提出期限までに届かないときは、申請全体を無効とします。

※ 令和元・2年度当初申請と異なり、書面により提出する添付書類は、すべて竹原市に提出してください。

(2) 窓口申請

	追加申請期間	提出先
追加 第1回	令和元年5月13日(月)から 令和元年5月17日(金)まで	竹原市 総務企画部 財政課 契約係 (〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号)
追加 第2回	令和元年7月1日(月)から 令和元年7月5日(金)まで	
追加 第3回	令和元年10月7日(月)から 令和元年10月11日(金)まで	
追加 第4回	令和2年2月3日(月)から 令和2年2月7日(金)まで	
追加 第5回	令和2年5月11日(月)から 令和2年5月15日(金)まで	
追加 第6回	令和2年9月7日(月)から 令和2年9月11日(金)まで	

※ 受付時間は、8時30分から17時15分までです。

※ 内容を説明できる方が、入札参加資格審査申請書及び添付書類を持参してください  
(郵送は受け付けません)。

#### 4 申請資格

次に掲げるいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査を申請することはできません。

ア	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
イ	別表に掲げる建設工事の種類について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
ウ	申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（「5 必要な経営事項審査の総合評定値通知書」にある表のとおり。）を受けていない者。
エ	ウで定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別の2年平均又は3年平均の完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事，法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事，鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別の2年平均又は3年平均の完成工事高とする。以下同じ。）がない者
オ	資格審査の申請を行うときに、竹原市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者
カ	経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告をしなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は竹原市の入札参加資格の取消しをされた者で、入札参加資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。
キ	プレストレストコンクリート工事，法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事，とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者
ク	次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者(届出の義務がない者を除く) (ア) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務 (イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 (ウ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

## 5 必要な経営事項審査の総合評定値通知書

今回の電子申請で使用できる経営事項審査（以下「経審」とする。）の総合評定値通知書は、次の条件を満たす必要があります。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

※ 社会保険等未加入者（届出の義務がない者を除く）の申請は受付できませんので、ご注意ください。

	追加申請期間	必要な経営事項審査の総合評定値通知書
追加 第1回	令和元年5月13日(月)から 令和元年5月17日(金)まで	平成29年10月13日以降に審査基準日が 到来したもので最新のもの
追加 第2回	令和元年7月1日(月)から 令和元年7月5日(金)まで	平成29年12月1日以降に審査基準日が 到来したもので最新のもの
追加 第3回	令和元年10月7日(月)から 令和元年10月11日(金)まで	平成30年3月7日以降に審査基準日が 到来したもので最新のもの
追加 第4回	令和2年2月3日(月)から 令和2年2月7日(金)まで	平成30年7月3日以降に審査基準日が 到来したもので最新のもの
追加 第5回	令和2年5月11日(月)から 令和2年5月15日(金)まで	平成30年10月11日以降に審査基準日が 到来したもので最新のもの
追加 第6回	令和2年9月7日(月)から 令和2年9月11日(金)まで	平成31年2月7日以降に審査基準日が 到来したもので最新のもの

## 6 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和元年度及び令和2年度において再び入札参加資格の申請をすることができません。また、令和3年度以降についても、その取消の日から24か月を経過する日までは、入札参加資格の申請及び入札参加資格の認定を受けるこ

とができません。

## 7 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和2年度の末日まで有効です。ただしこの資格は、令和3年度においてもその年度における資格が認定される日までは有効とします。

## 8 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、建設工事入札参加資格者名簿に追加し、竹原市のホームページに公表します。

## 9 提出書類一覧表

番号	資格審査申請書等	様式 番号 注1	申請者の区分		
			市内業者		市外業者
			電子申請	窓口申請	電子申請
1	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書	様式第1号	電子システムにより入力	○	電子システムにより入力
2 注3	建設業法第3条第1項の規定により許可されていることを証する許可証明書又は許可確認書の写し。ただし、更新手続中の場合は、直前に申請した受付印のある建設業許可申請書(建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表)の写し		電子システムにより入力	○	電子システムにより入力
3 注4	必要な経営事項審査の総合評定値通知書の写し。ただし「5 必要な経営事項審査の総合評定値通知書」に記載の要件を満たすものに限る		電子システムにより入力	○	電子システムにより入力
4 注3	個人又は法人が竹原市に納付すべき市税(市民税, 法人市民税, 固定資産税, 国民健康保険税, 軽自動車税)について滞納がないことを証した書面(納税証明書)		○	○	○注5
5 注3 注6	国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式による納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)又はその写し		○	○	○
6 注2 注3	営業所一覧表	様式第2号	電子システムにより入力	○	電子システムにより入力

7	誓約書		電子システム	○	電子システム
8	令和元・2年度建設工事入札参加資格審査申請書受付票	様式第4号		○	
9	委任状		電子システム	△	電子システム
10 注3 注8	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し		△	△	△
11 注8	エコアクション21の認証・登録を示す認証・登録証の写し		△	△	△
12 注8	ISO14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し		△	△	△
13 注8	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は広島県土木施工管理技士会が証する書面の写し		△	△	△
14 注8	建築CPD運営会議の建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度における県内の営業所に所属する建築士又は建築設備士の前年度及び前々年度の認定時間数について、建築CPD運営会議が証する書面の写し		△	△	△
15 注8	建築CPD実績証明書内訳書	様式第6号	△	△	△
16 注8	造園CPD協議会の継続的専門能力開発学習制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について、一般社団法人広島県造園建設業協会が証する書面の写し		△	△	△
17 注8 注9	障害者雇用義務のある者:障害者雇用状況報告書(障害者の雇用割合が法定雇用率以上であること)の写し 雇用義務のない者:障害者の雇用状況を確認できる書類(障害者手帳等)の写し		△	△	△ (県内業者のみ)
18 注8	広島県公共土木施設災害支援制度における広島県公共土木施設災害支援団体認定証又は広島県公共土木施設災害支援制度に係る支援団		△	△	△ (県内業者のみ)

	体登録証明の写し（登録分野が「情報収集活動」のものに限る）				
19 注8	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し		△	△	△ (県内業者のみ)
20 注8	広島県保護観察所への協力雇用主登録証明書の写し		△	△	△ (県内業者のみ)
21	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し		△	△	△ (県内業者のみ)
22	一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し		△	△	△
23	送信完了兼受付票 (電子申請の最後の送信完了画面を印刷したもの)		○		○
24	工事経歴書(経営事項審査申請書の添付書類としたものの写し)		○	○	
25	技術職員名簿(経営事項審査の申請様式の別紙二)の写しに朱書きで加除訂正し、資格審査申請を行う日の属する月の前月の末日現在としたもの		○	○	
26	納税に関する同意書(個人は代表者の同意書, 法人は法人の同意書)	様式 第7号	○	○	
27 注3	印鑑証明書(市外業者は写し可)		○	○	○
28	使用印鑑届(実印と使用印が異なる場合のみ)	様式 第8号	△	△	△

(○印は提出が必要なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。)

※ 注1 様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

注2 広島県内に建設業法上の届出をしている営業所が複数ある場合には、すべて記入してください。

県外業者で、広島県内に建設業法上の届出をしている営業所がない場合には、竹原市との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入してください。

営業所がない場合も提出してください。この場合は、許可番号のみを記載し、他は記載不要です。

注3 「6」及び「9」の提出書類については、資格審査を申請する日を基準日として作成してください。また、「2」、「4」、「5」、「10」、「19」から「21」及び



「27」の提出書類については、資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。

注4 告示別表第2注3第2段落の、広島県知事の許可を受けている者が窓口申請を行う場合の規定については、追加申請時には適用しません。

注5 竹原市内に営業所等がないなどのため、竹原市に納税義務がない場合には、提出する必要はありません。この場合、電子申請では「23」に納税義務がない旨のチェック欄にチェックを入れ、自治体名一覧のうち「竹原市」を円で囲んでください。窓口申請では、様式第2号の余白に「竹原市税については、納税義務がありません。」と記入してください。

注6 消費税及び地方消費税の納税証明書について

- (1) 国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3 未納の税額がないこと用）による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写しを添付してください（その3の2又はその3の3でも可）。
- (2) 消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。
- (3) 電子申請の場合は、「電子納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）」の電子データ等を添付すれば、紙の納税証明書は不要です。

注7 様式第2号で記載の営業所ごとに委任状が必要です。

注8 「10」から「20」までについては、届出、加入、認証取得等をしている者のみ提出してください。「10」については加入をしている者のみが、「11」については県内の営業所が認証・登録を受けた者のみが、「13」及び「16」については学習単位を取得した技術者を県内の営業所に有する者のみが、「14」及び「15」については学習時間を認定された技術者を県内の営業所に有する者のみが、「17」については注9に該当する者のみが、「18」から「20」については県内業者のみがそれぞれ提出してください。

注9 「17」障害者の雇用状況について

県内業者のみが対象です。（県外業者が県内の営業所で障害者を雇用していても、対象外です。）

雇用義務の有無を確認のうえ、下表の要件を満たす場合のみ入力し、提出書類を提出してください。

雇用義務の有無	要件	提出書類（県に提出）
・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）



雇用する義務のある者	成した者	の写し
・ 障害者を雇用する義務のない者	・ 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・ 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類(①②両方必要、ともに写しで可) ①本人の身体障害者手帳又は療育手帳等 ②本人の健康保険証等

## 10 注意事項等

- (1) 提出書類の中で、写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。
- (2) 窓口申請及び電子申請における提出書類の綴じ方については、特に指定しません。